



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年11月9日金曜日 第3026号

◇ 目 次 ◇
告 示

不健全な図書類等の指定..... (男女参画・県民協働課) ... 971
 大規模小売店舗の新設の届出の概要等..... (経営支援課) ... 972
 保安林予定森林..... (森林整備課) ... 972
 保安林の指定施業要件の変更予定..... (") ... 972
 愛媛県造林事業補助金交付規程の一部改正..... (") ... 973
 公共測量の実施の通知 (2 件)..... (道路維持課) ... 973
 都市計画事業の事業計画の変更認可..... (都市整備課) ... 973
 道路の区域変更 (一般国道 194 号)..... (東予地方局管理課) ... 974
 土地改良区役員の就退任の届出..... (南予地方局農村整備課) ... 974
 道路の区域変更 (県道後柿之浦線外)..... (南予地方局管理課) ... 974
 道路の供用開始 (県道後柿之浦線外)..... (") ... 974
 道路の区域変更 (県道野村柳谷線)..... (南予地方局大洲土木事務所) ... 975
 道路の供用開始 (")..... (") ... 975
 道路の区域変更 (県道小田河辺大洲線)..... (") ... 975
 道路の供用開始 (")..... (") ... 975

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数..... (選挙管理委員会) ... 975

告 示

○愛媛県告示第1051号

愛媛県青少年保護条例（昭和42年愛媛県条例第20号）第5条第2項の規定に基づき、次の図書類等を青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類等として指定する。

平成30年11月9日

愛媛県知事 中村時広

図書類等

種別	番号	名 称	号別又は発行年月日	発 行 者	指 定 の 理 由
図 書	30 001	E X M A X ! 2018年11月号	2018年9月26日発行	株式会社ぶんか社	性的感情の刺激や犯罪等への助長など、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。
"	30 002	いけない芸能界 業界激震!! スキャンダル	2018年11月1日発行	株式会社ダイアプレス	
"	30 003	世界一のAVマガジンFANZA 2018年11月号	2018年9月22日発行	株式会社ジーオーティー	
"	30 004	裏モノJAPAN11月号	2018年11月1日発行	株式会社鉄人社	
"	30 005	まんが人間離れした狂人たち	2018年9月24日発行	株式会社コアマガジン	
"	30 006	まんが不幸な人 無限地獄	2018年7月11日発行	株式会社コアマガジン	
"	30 007	まんが最狂 悪の実話ドキュメント	2018年8月17日発行	株式会社コアマガジン	
"	30 008	Boy's ピアス禁断 11月号	2018年11月1日発行	株式会社ジュネット	
"	30 009	Young Love Comic aya 11月号	2018年10月6日発行	宙 出 版	
"	30 010	恋愛白書バステル 11月号	2018年9月22日発行	宙 出 版	

○愛媛県告示第1052号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成30年11月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス北宇和島店
宇和島市伊吹町字中屋甲1343番1 外
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大日商事株式会社
宇和島市高串字ヨトリ3番耕地58番地
代表取締役 森田 澄江
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイレックス株式会社
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
代表取締役 貞方 宏司
 - (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成31年6月30日
 - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,453平方メートル
 - (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
58台
イ 駐輪場の収容台数
17台
ウ 荷さばき施設の面積
87.5平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
18.90立方メートル
 - (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 2 届出年月日
平成30年10月29日
 - 3 意見書の提出
この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1053号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年11月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所
西条市丹原町白坂丁464の3、丁467の1、丁468、丁469
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
丹原町白坂丁467の1・丁468（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1054号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年11月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
西条市小松町大郷字シノベ乙77の1から13まで、乙77の21から23まで、字鎌谷乙83
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種を定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1055号

愛媛県造林事業補助金交付規程（昭和62年11月愛媛県告示第1383号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成30年度の補助金から適用する。

平成30年11月9日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). The table details changes to Article 10 of the prefectural ordinance regarding forest fund management and application forms, including the use of 'omission' (省略) and specific measurement rules.

○愛媛県告示第1056号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年11月9日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
2 作業期間 平成30年11月13日から平成31年2月28日まで
3 作業地域 今治市小泉一丁目

平成30年11月9日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
2 作業期間 平成30年11月7日から12月14日まで
3 作業地域 大洲市肱川町

○愛媛県告示第1058号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、久万都市計画下水道事業久万公共下水道（久万高原町施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成30年11月9日

愛媛県知事 中村時広

- 1 事業施行期間 平成7年10月4日から平成36年3月31日まで

○愛媛県告示第1057号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、山鳥坂ダム工事事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

2 事業地

(1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分
変更なし

○愛媛県告示第1059号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年11月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一般国道	194号	西条市中野字宵甲998番1地先から 同市中野字楠甲452番6地先まで	旧	メートル 9.7～24.0	キロメートル 0.742	
			新	11.9～23.9	0.742	

○愛媛県告示第1060号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大洲市土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成30年11月9日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	大 谷 壽 昭	大洲市稲積10番地第7

○愛媛県告示第1061号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年11月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	後柿之浦線	宇和島市津島町平井445 - 6地先から 同町平井445 - 1地先まで	旧	メートル 6.5～17.9	キロメートル 0.145	
		宇和島市津島町平井441 - 10から 同町平井441 - 9まで	新	16.9～43.8	0.145	
"	網代鳥越線	宇和島市津島町成464 - 8から 同町成474 - 6まで	旧	7.9～17.1	0.305	
			新	12.5～26.7	0.302	

○愛媛県告示第1062号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年11月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	後柿之浦線	宇和島市津島町平井441 - 10から 同町平井441 - 9まで	平成30年11月9日
"	網代鳥越線	宇和島市津島町成464 - 2から 同町成465 - 23まで	"
"	"	宇和島市津島町成471 - 10から 同町成476 - 2まで	"

○愛媛県告示第1063号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成30年11月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	野村柳谷線	大洲市肱川町中津1536番3から 同町中津1534番3まで	旧	メートル 5.1～6.6	キロメートル 0.068	
			新	5.1～6.7	0.068	

○愛媛県告示第1064号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成30年11月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野村柳谷線	大洲市肱川町中津1536番3から 同町中津1534番3まで	平成30年11月9日

○愛媛県告示第1065号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成30年11月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	小田河辺大洲線	大洲市肱川町山鳥坂1100番1地先から 同町山鳥坂1099番1地先まで	旧	メートル 14.1～121.0	キロメートル 0.085	
			新	14.1～117.0	0.085	

○愛媛県告示第1066号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成30年11月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田河辺大洲線	大洲市肱川町山鳥坂1100番1地先から 同町山鳥坂1099番1地先まで	平成30年11月9日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第68号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

は、次のとおりである。
平成30年11月9日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大 塚 岩 男

- 1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,170,394
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,408
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 246,300

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊予郡	43,854	14,618
南宇和郡	19,141	6,381
松山市・上浮穴郡	437,973	139,663
今治市・越智郡	141,239	47,080
宇和島市・北宇和郡	78,373	26,125
八幡浜市・西宇和郡	38,145	12,715
新居浜市	100,630	33,544
西条市	92,006	30,669
大洲市・喜多郡	51,798	17,266
伊予市	31,567	10,523
四国中央市	74,318	24,773
西予市	33,151	11,051
東温市	28,199	9,400